(b)「締約国の投資家」とは、次の者であって、他方の締約国の区域において投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(i) 締約国

(ii) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

(iii) 締約国の企業

(c)「締約国の企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(d)(i) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(ii) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(e)「区域」とは、

(i) 日本国については、その領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii) アラブ首長国連邦については、アラブ首長国連邦の領域であってその主権の下にあるもの（領海及び空間を含む。）並びに海面下の区域であって、アラブ首長国連邦が天然資源の探査又は採掘に関して行われる活動について国際法及びアラブ首長国連邦の法令に従い主権的権利を行使するものをいう。

(f)「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(g)「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第二条　投資の促進及び許可

1　一方の締約国は、自国の区域において他方の締約国の投資家による投資が行われるための良好な条件を醸成する。

2　一方の締約国は、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

3　この条の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易に関連する投資措置に関する協定から生ずる各締約国の義務を免れさせるものと解してはならないことが確認される。

第三条　内国民待遇

1　一方の締約国は、投資が自国の関係法令に従って許可された場合には、自国の区域において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

3　1の規定は、補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）については、適用しない。

4　1の規定は、いずれか一方の締約国が、租税に関する自国の法令に従って与える待遇の間に差異を設けることを妨げるものではない。

第四条　最恵国待遇

1　一方の締約国は、自国の区域において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　一方の締約国は、自国の区域において、投資の許可に関連する事項に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

3　2の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)(i) 次のものに関する事項

土地の取得

補助金

(ii) 政府調達

(b) 締約国が相互主義に基づいて第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇

(c) 植物の新品種の保護、航空、漁業又は海事に関する二国間又は多数国間の国際協定の当事国であることに伴う特恵的な待遇

(d) 法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスへの投資に関する措置

4　いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に3の規定が対象とする措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

5　1及び2の規定は、一方の締約国に対し、自国が当事国である現行又は将来の自由貿易地域、関税同盟、経済同盟又は他の形態の地域的な協定から生ずる待遇、特恵又は特権から得られる利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

6　この条に規定する待遇には、一方の締約国と第三国との間の二国間又は多数国間の国際協定の投資紛争の解決に関する規定（第十七条に規定する制度に類するもの）により第三国の投資家及びその投資財産に対して与えられる待遇を含まないことが了解される。

7　1の規定は、一方の締約国に対し、第三国との間の相互主義に基づき、又は当該一方の締約国と第三国との間で効力を有する租税に関する協定により、第三国の投資家に与える租税に関する特別の利益を、他方の締約国の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第五条　一般的待遇及び投資環境の整備

1　一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

2　いずれの一方の締約国も、自国の区域において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいかなる意味においても阻害してはならない。

3　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産並びにその運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。

4　一方の締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産の利益のため、自国の区域内の投資環境を一層整備するために適当な措置をとるよう努める。

第六条　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。